

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	貝塚市 27208
地域名 (地域内農業集落名)	麻生中 (麻生中)

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	20.2 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	3.9 h a
② 田の面積	19.8 h a
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	0.4 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4.0 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 h a
（参考）区域内における80才以上の農業者の農地面積の合計	2.6 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	1.4 h a
（備考）	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。

3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・アンケート結果について 稲作を中心とし、畑作も行われている地域である。 17%の農業者が80歳以上の高齢者である。 現状耕作していない農地が9%、保全管理のみが12%、10年後「売却したい・委託したい・貸し出したい」農地が39%となり、農地の保全・管理が課題となる。 担い手の確保・育成が課題である。 ・農地、農道について 農地は小さく、まとまった農地が無いことや、接道していない農地が多く作業効率が悪い。また、農地の間に建物があることも課題である。 農道も整備されておらず、今ある農道には大型トラックなどが通り本来の用途をなしていない。 ・水利関係について 農地の中心に池を有しており水路も整備されていることから、豊富な水を利用した稲作が多い地域である。 現在は溝掘りなど地域で協力して行っているが、農業者の減少・高齢化から水の管理を行う者が減っていくことが問題である。 畑作についてはあまり水の利用ができないとの声もある。 ・その他について 後継者不在・農業従事者の減少や、現在農作業委託している農業者に受託してもらえなくなる不安がある。 鳥獣被害も近年の課題である。
--

(3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・地域作物について 「水なす」や「みつば」の栽培が盛んである。
・栽培、承継等について 畑作のためにパイプラインを導入し、「水なす」や「みつば」の栽培を継承していく。
・その他課題について 耕作できない人や耕作放棄地をどうしていくかを、地域で話し合う体制づくりが必要で、水の管理についても同様である。 耕作放棄地等を活用して、貸農園など収穫体験ができる農地を増やす。 国・府・市・JAなどによる新規就農者や農業従事者のサポート体制を手厚くして、参入者増加・離農者減少を目指す必要がある。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針					
現在は地域の担い手に任せており、今後も地域の者や身元の保証された者に集積・集約していく。一括して耕作放棄地を使うようであれば企業に任せることも検討する。					
(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標					
現状の集積率	11.7	%	将来の目標とする集積率	11.7	%
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標					
集団化を図る。					

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組				
現在は地域の担い手に任せており、今後も地域の農業者に集積・集約していく。 一括して耕作放棄地を使うようであれば企業に任せることも検討する。				
(2) 農地中間管理機構の活用方法				
段階的に集約化を検討する。				
(3) 基盤整備事業への取組				
農道・農地の整備や区画整理、パイプラインの導入などについて今後検討する。				
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組				
法人化や、法人を誘致することも検討していく。 また、貸農園など、地域農業を支える多様な経営体の確保・育成を検討する。				
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組				
農作業委託を個人に依頼している状態であり、利用可能なサービスがあれば活用し農地を守っていく。				
以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）				
☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組内容】				

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度：令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻・野菜	0.157 ha	ha	水稻・野菜	0.157 ha	ha	A	
認農	B	水稻・野菜	0.553 ha	ha	水稻・野菜	0.553 ha	ha	B	
認農	C	水稻・野菜	0.768 ha	ha	水稻・野菜	0.768 ha	ha	C	
認農	D	野菜	0.1 ha	ha	野菜	0.1 ha	ha	D	
認農	E	野菜	0.154 ha	ha	野菜	0.154 ha	ha	E	
認農	F	水稻・野菜	0.168 ha	ha	水稻・野菜	0.168 ha	ha	F	

認農	G	野菜	0.252 ha	ha	野菜	0.252 ha	ha	G	
認農	H	野菜	0.088 ha	ha	野菜	0.088 ha	ha	H	
認農	I	水稻・野菜	0.133 ha	ha	水稻・野菜	0.133 ha	ha	I	
利用者	J	野菜	0.091 ha	ha	野菜	0.091 ha	ha	J	
計	10経営体		2.464 ha	0 ha		2.464 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する

集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は

「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図（別添のとおり）

7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・％）	
-------------	--	---------------	--

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
(留意事項)